

○保険給付金の支給がある場合

ご加入の健康保険によっては、後日保険給付金の支給が行われる場合があります。

保険給付金の支給があった場合は、重心制度による助成は医療費窓口負担額から保険給付金を差し引いた額になり、診療月より3ヵ月～半年程度お待ちいただくことがあります。

○助成を受ける方法(フローチャート)

受診される医療機関、ご加入の健康保険ごとに2通りの方法があります。

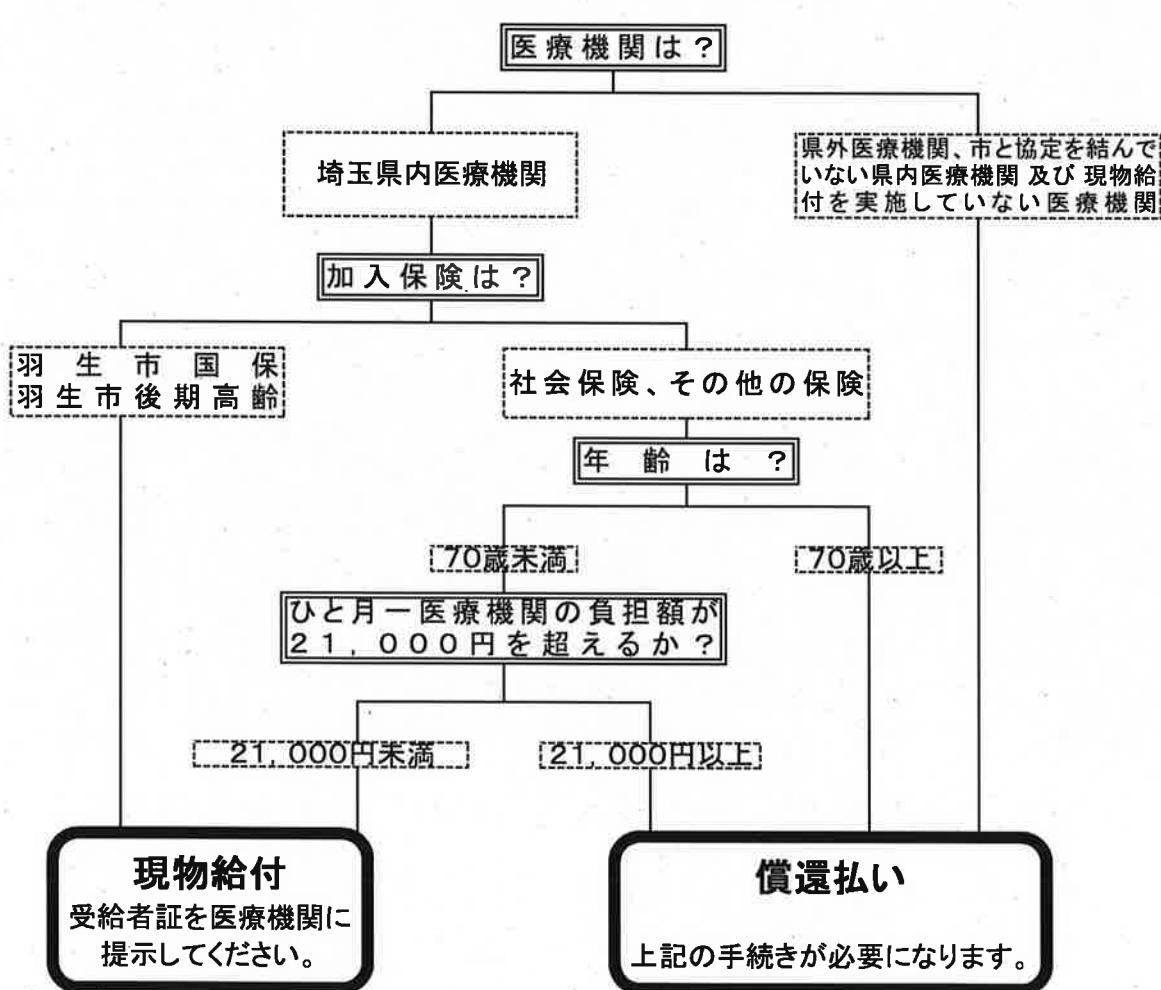
・現物給付… 医療機関を受診する際に、重心制度受給者証を提示することにより窓口支払いはありません。

令和4年10月1日より、原則埼玉県内全域の医療機関が現物給付です。

・償還払い… 窓口で支払い後、重心制度請求書に医療機関から発行された領収書を月ごと、医療機関ごと(歯科は別)、入院・通院ごとに貼り付け、羽生市社会福祉課に提出してください。

診療月の約3ヵ月後に指定の口座にお振込みとなります。

どちらの手続きが必要になるかは下記のフローチャートでご確認ください。



○注意事項

・医療機関に掛かる際は、重心制度受給者証を必ず提示してください。

・受給者の死亡、その他登録事項の変更は必ず届け出してください。

・他の公費負担制度を利用している場合は、そちらが優先となります。